

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ポケットパーク台帳ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	ポケットパーク管理のため
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 資産の状況
記録範囲	ポケットパーク整備地区内の土地権利者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄早稲田の杜 地権者情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	「本庄早稲田の杜づくり」推進のため
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号
記録範囲	事業区域内の土地権利者、及びその関係者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法務局の登記事項証明 書による）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	本庄早稲田地区まちづくりの会、栗崎地区まちづく り協議会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児玉南土地区画整理事業土地台帳ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	児玉南土地区画整理事業に係る事務のため。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号
記録範囲	児玉南土地区画整理事業の権利者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	行政財産使用許可に関する台帳ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市財産規則に基づき、行政財産使用許可申請を 行う者に対して、許可手続きを行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号
記録範囲	行政財産使用許可申請者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	まちづくり協議会委員名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	まちづくりの会、まちづくり協議会事務に利用
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号
記録範囲	まちづくりの会、まちづくり協議会委員
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	本庄早稲田地区まちづくりの会、栗崎地区まちづく り協議会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄新都心地区借地台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	公共残土置き場賃貸借契約に使用
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 口座番号
記録範囲	公共残土置き場権者
記録情報の収集方法	本人、市の機関内、他の公官庁（法務局の登記事項 証明書等による）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄駅北口駅前街区 地権者情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 都市整備部 市街地整備室
個人情報ファイルの利用 目的	本庄駅北口 駅前街区 再整備のため
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 地積
記録範囲	事業区域内の土地権利者、及びその関係者
記録情報の収集方法	本人、市の機関内、他の官公庁（法務局の登記事項 証明書による）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	業務委託受注者
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		